

## 富澤家文書における「鷹」関係資料

The Hawk related materials in the Tomizawa House Documents

大森 映子\*

Eiko OMORI

Keywords : hawk, village, nanushi, edo, tama

### 1. はじめに

本稿は、武蔵国多摩郡連光寺村<sup>1</sup>の名主富沢家に残された文書の中から<sup>2</sup>、「御鷹」をめぐる事件の史料を取り上げ、その紹介を中心に江戸時代における関東農村の「御鷹」への意識を検討するものである。

鷹狩りは、古くから権威の象徴として位置づけられる存在であった<sup>3</sup>。徳川家も、幕初より関東の諸地域に鷹場を設定し、農村支配の根幹のひとつに組み入れていくと同時に、大名との関係においても、鷹および鷹狩りによる獲物の献上や拝領、下賜などを、幕藩間の諸儀礼として位置づけ、政治的機能を賦与していくことになった。その意味でも、鷹狩りを支える鷹場の維持や鷹の育成は、幕政における重要課題のひとつとされ、江戸周辺地域に設定された鷹場は、さまざまな制約を受けることにもなったのである。

連光寺村は、いわゆる御鷹場（御拳場、および御捉飼場）として設定された地域ではなく<sup>4</sup>、「縁辺」の村であった。したがって、日常的に鷹場に関する制約や負担が発生しているわけではなく、鷹との関係もさほど緊密であったわけではない。そのため、富沢家文書中には、全般的な法令を除くと、個別の鷹関係史料はあまり多くない。しかし今回取り上げる「御鷹一件」は<sup>5</sup>、連光寺村域で突発的に発生した「御鷹」<sup>6</sup>にかかわる事件であり、その対応は「御鷹」をめぐる村と鷹役人との関係を窺いうる好史料と言えるであろう。以下、この史料の紹介を軸に、江戸時代の農村が幕府の「御鷹」に対して、どのような意識をもっていたのかを具体的に辿ってみたい。

\* 多摩大学経営情報学部 School of Management and Information Sciences, Tama University

<sup>1</sup> 連光寺村は、17世紀半ばの段階で石高221.6石余の村であり（『武蔵田園簿』、近藤出版社、1977）、幕初より幕末に至るまで旗本天野氏の知行所として位置づけられていた。

<sup>2</sup> 国文学資料館所蔵 富沢家文書。国文学資料館には、「富沢家文書」として約1万件あまりの史料が所蔵されている。

<sup>3</sup> 村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』、雄山閣出版、1985年

<sup>4</sup> 鷹場は御拳場と御捉飼場に区分され、前者の管轄は鳥見役、後者の管轄は鷹匠頭とされた。

<sup>5</sup> 「御鷹一件」（富沢家文書・史料番号30J-796。4通の文書を合綴）

<sup>6</sup> ここでは、幕府管轄の鷹を「御鷹」として扱う。

(原稿受理日 2014.10.31)

## 2 「一件」の経緯

### 2.1 事件の発端

連光寺村は、先にも指摘した通り、「私共村方は御捉飼場縁に有之」とあるように、「御捉飼場」の縁辺地域にあたる村であった。事件発生は、文化13年（1816）11月10日の昼少し前頃（4つ半時過）のことである。以下、史料中の「覚」にしたがって、一件の概要を確認していきたい。

この日、幕府の御鷹組頭内山七兵衛（永恭）<sup>7</sup> 配下であった御鷹方山口傳之助は、是政村の野廻り役三岡半吾の俵源太郎とともに、大栗川近辺を訪れていた。野廻り役とは、在地の有力農民から抜擢され、実質的に鷹場などの管理を行う者である<sup>8</sup>。彼らの目的は、「大栗川流ニて御鷹被遊御遣候」とあり、鷹の調教、訓練のためであったと思われる。

同じ頃、連光寺村の名主忠右衛門の下男惣五郎も、「川縁ニ而笹苜罷在」とあるように、笹苜りのために大栗川辺に来ていた。その惣五郎が罪人として捕縛され、連光寺村名主忠右衛門の下に送られてきた。連光寺村では思わぬ事態に当惑するが、事情を問いただしても相手方は明確には答えず、「不屈者預り候様」として、惣五郎の身柄を預かるように要求するばかりであった。連光寺村では、「当村地内」で発生した事件であること、また惣五郎は名主の下男であり、しかも額に一ヶ所、また右腕一ヶ所、都合2ヶ所に刀傷をおっていたことから、取りあえず罪人預かりの証文を認め<sup>9</sup>、その身柄を預かった。これが事件の発端であるが、この時の連光寺村は、御鷹方と下男惣五郎との間に何らかの不都合があったということ以外は、具体的状況をほとんど把握できていなかった模様である。

### 2.2 是政村からの呼び出し

ほどなく、「是政村三岡より村役人差添、当人物五郎連立、罷出候様」とあるように、野廻り役三岡半吾から、惣五郎を同道して出頭するようにとの要請が来る。しかし事情がわからなかった連光寺村側では「等閑ニ打捨置」として、その指示に従わなかった。もっともその一方で、組頭の源兵衛を是政村の年寄・清蔵の宅へ派遣し、状況を問いたださせている。夜になって帰宅した源兵衛の報告によると、「下男儀、御鷹打殺し候故無差置段、以之外憤り強く、逆も相済申間敷由」とのことであった。つまり、惣五郎が問われているのは「御鷹」殺しの罪であって、関係者の怒りを買うと同時に、とても尋常なことではすませられないだろう、とのことだったのである。

この時点で、「御鷹」に関わる重大事であることを認識した連光寺村の名主忠右衛門は、直ちに組頭の吉五郎を同道し、是政村に赴いた。そこでまず詰問されたのは、なぜ当人を連れてこなかったのかという点である。これに対して、忠右衛門は「右疵所、其外大病ニ而請答無

<sup>7</sup> 内山七兵衛永恭は、幕府の鷹匠頭を勤める旗本である。内山家が鷹匠頭に任じられたのは永恭の父の代からであり、以後、幕末に至るまで「七兵衛」の通称と鷹匠頭の役職を受け継いでいる。山口傳之助は、内山七兵衛組に配属された鷹匠と推測される。（『寛政重修諸家譜』第4巻、185頁、続群書類従刊行会、『柳宮補任』第4巻、113頁、東大出版会）

<sup>8</sup> 村上直・根崎光男前掲書 87頁

<sup>9</sup> 合綴史料のうちの一通。名主忠右衛門より御鷹方山口傳之助宛「一札之事」

之」とあるように、手負いの疵に加えて大病のため、受け答えできる状態にないと釈明した。これは、まず状況を確認した上で、当人を出頭させようとの心積もりであったものと推測される。ただしここで忠右衛門は、惣五郎の言い分を代弁している。すなわち、惣五郎自身は「右様之不屈致候覚無之」とあるように、「御鷹」殺害の心当たりがないと申し立てていることを伝え、その場を引き取った。

夜明け方、連光寺村側では村役人を付き添わせ、惣五郎を出頭させた。そこで一通りの取り調べがなされ、その結果、惣五郎の身柄は村役人預けにされたという。一方、御鷹方の山口傳之助は「明方、加奈川宿江引取被申候」とあるように、まもなく神奈川方面に出立したとのことであった。

### 2.3 御鷹方の行方を追って

連光寺村としては、名主の下男が「御鷹」殺しの嫌疑をかけられた以上、そのまま放置することはできなかった。事を荒立てず穏便な取り計らいを願うには、早急に御鷹方山口傳之助に直接交渉しなければならなかったが、山口はすでに是政村を離れていた。そこで、名主忠右衛門は組頭弥五左衛門を同道し、神奈川方面に向かった山口の跡を追うことになる。

まず、多摩郡に近い橘樹郡菅村にて山口の行く先を尋ねる。すると、「諏訪川原止り之由」とのことであった。そのため、途中の溝ノ口村の役宅に赴いて様子を伺い、ついで二子村の役宅に向かったが、山口に行き会うことはできなかった。忠右衛門としては、どこかで山口に追いつけることを期待していたものであろう。しかし山口に会えなかったため、止宿予定と聞いていた諏訪川原村の役宅を訪ねた。ところが、ここでも御鷹方が泊まる予定はない、とのことであった。

山口の行方を見失ってしまった忠右衛門らは、「御鷹方四人止宿有之」という情報を得て、宮内村の名主甚八宅へ赴くことにした。しかし行ってみると、この御鷹方は「山口氏ニ而無之」とあるように、人違いであった。やむなく忠右衛門らは、宮内村の甚八に案内を依頼し、神奈川宿まで足を伸ばす。ところが問屋場で尋ねたところ、「止宿延引と成、綱島村之由」とあるように、山口の止宿予定は延期になったという。そこで「綱島村之由」を便りに、二里半ばかり後戻りして綱島村を目指す。しかしこの情報も不正確であつたらしく、なお山口傳之助とは行き違いになってしまった。その後、綱島村近くの大曾根村へ行ったが、ここにも山口はおらず、「山口氏は諸岡村ニ而有之」との情報を得るにとどまった。もちろん、忠右衛門らは諸岡村に向かうことになるが、実はこれも間違いであり、隣接する獅子ヶ谷村へ赴いた。ここに至り、役宅の「隣家、山口傳之介殿止宿ニ而」とあるように、ようやく山口の居所にたどり着くことができたのである。

ここまでの忠右衛門らの行程は、連光寺村を出発したあと、橘樹郡の菅村→溝ノ口村→二子村→諏訪川原村→宮内村→神奈川宿→綱島村→大曾根村→諸岡村→獅子ヶ谷村、であった。忠右衛門らは、山口を追って橘樹郡内の諸村を転々と訪ね歩き、神奈川宿にまで足を伸ばした末に、獅子ヶ谷村にてやっと面会が叶ったのである。

## 2.4 和談交渉

ここから、御鷹方山口傳之助との折衝が開始される。そのやりとりを確認してみよう。

山口と対面した忠右衛門は、まず「家来惣五郎相助力候様、慈悲相願」とあるように、下男惣五郎に対する慈悲を願い、赦免を求めた。しかし山口は、「殺し候覚無之上は何之慈悲ヲ相願候」、つまり御鷹を殺した覚えがないならば、いったい何の慈悲を願うのか、として忠右衛門の申し出を突っぱねた。これに対して忠右衛門は、吟味中の入牢は納得できず、当人にとっても難渋な限りであるため、その間のお慈悲をお願いしたいと申し立てた。すると山口は、「然者、此方より申懸致候筋ニ相成候」と反論する。いささか文意不明なところはあるが、全く覚えがないという惣五郎の主張を認めると、本件はむしろ山口側が不当な言いがかりをつけたものとみられてしまう、ということであろう。山口は「少し覚有之趣ニ而も趣意申立相願候様」、つまり多少とも「覚」がある形にして赦免を願うのであれば交渉の余地もある、としたのである。この山口の主張からすると、惣五郎に対する扱いが不当な「申懸ケ」とみなされることへの忌避があったものと推測される<sup>10</sup>。しかし、このままでは両者の主張は平行線であり、歩み寄り望めなかった。

そうと察した忠右衛門は、やや主張を変えることになる。惣五郎は「覚えなし」と主張しているものの、親類たちがあらためて内実を糺したところ、「実々ハ覚有之、尤御鷹と心得候儀ニハ無之」であったという。つまり、実は全く覚えがないわけではないが、よもや「御鷹」とは思わず、手許に近くに舞い降りてきた鷹を「野鷹」、野生の鷹と勘違いして「手ヲ懸」けてしまった、とした。さらに、もともと野育ちの惣五郎であるため「御鷹」を見たこともなく、問題の「御鷹」に手出ししてしまった時に咎められて、ようやく誤りに気づいた、とする。要は、惣五郎に落度があつたことを一応認めたのである。ただし忠右衛門らが譲らなかったのは、惣五郎には「殺し候覚ハ無之」、「御鷹ニ怪我も可有筋無之」とあるように、「御鷹」殺しの覚えはなく、また「御鷹」に怪我を負わせるような振る舞いもなかったという点であった。しかし「御鷹」に手を出したことは「覚」があり、その「心得違」に対する「御憐愍」を願うという形で落とし所をさぐったのである。

このようなやりとりの結果、山口も「右、覚も有之、相詫候ハ、其段書面差出候様」、つまり「御鷹」への対応に心得違いの覚えがあつたことを認め、なおかつそれを謝罪するという条件で、和解を受け入れることを承知した。すなわち、連光寺村側がその旨を書面にして提出することにより、一件は決着を見ることになったのである。

## 2.5 事後処理

山口との交渉を終えた忠右衛門は、途中、溝ノ口村の名主宅で一泊し、11月13日に帰村した。是政村の三岡半吾から呼び出しがあつたのは、翌14日である。

是政村の要請は、村役人三名の判を据えた書付（三判）の提出であり、また「神奈川領罷出候村役人壱人罷出候様」に、との申し入れであつた。そこで連光寺村では、三判持参のために組頭半兵衛を、また忠右衛門に同行した者として組頭弥五左衛門を、是政村に遣わすことと

<sup>10</sup> 幕府の権威をかさに着た御鷹関係者の振舞は、しばしば指摘されているところでもある。

した。その際、三岡側からは、「神奈川領済口之節、賄膳取候との風聞悪敷、右等之趣無之一通差出呉候様」<sup>11</sup>との要望があった。これは神奈川宿における和解に際して、何らかの饗応があったとするような悪しき風聞に対して、それを否定する書面の提出を求められたのである。要は、一件の和解にあたり、村側が御鷹方を買収するような行為は一切なかったことを証明させる文書である。神奈川へ同行した弥五左衛門がわざわざ呼び出されたのは、この件があったからであろう。この日、連光寺村役人は是政村よりが求められ書類を提出し、これによって「御鷹」をめぐる一件は落着をみることになった。

### 3. 「覚」と「差上申一札之事」

「御鷹」をめぐる本件について、「覚」から確認できる経緯は、以上の通りである。ただし事件の最終決着として、連光寺村の村方三役（名主・組頭・百姓代）から御鷹方山口傳之助に対して提出された「差上申一札之事」（以下、「一札之事」と略す）と、この「覚」とでは、事実関係の上でいくつかの食い違いが確認できる。やや長文ながら、ここで「一札之事」の後半部分を提示してみよう。

（前略）惣五郎手元近江飛下り候を、野鷹と相心得捕押へ候処、被為懸御声、夫二而恐入、其俣立退候得共、万一御鷹故障も出来候ハ、如何様之御咎可被仰付も難斗奉恐入候、乍併格別之儀無御座、全捕押候儀は惣五郎幾重ニも心得違ニ付、名主・年寄共種々御憐愍之御詫奉申上候処、今般之儀は格別之御勘弁思召を以御宥免被成下、難有仕合奉存候、誠愚昧之惣五郎老人相助り、村役人共迄も一同御咎も無御座相済候段、偏ニ御惠意之程難有仕合ニ奉存候、已来村内惣百姓共不埒無之様、急度申聞為相背間敷候、依之為後日一札差上申候処、仍如件

「覚」と「一札之事」における違いの第一は、惣五郎の扱いである。「覚」では、惣五郎が「御鷹」に対する何らかの不当行為により捕らえられた、とされている。ところが「一札之事」の方では、「御鷹」に手出しをした時点で御鷹方に咎められ、それで惣五郎は恐れ入って「其俣立退候」とあるように、そのまま退去したという。少なくともこの「一札之事」からは、惣五郎が捕縛されて名主の下へ送還されてきた、という事実は確認できない。

次は、「御鷹」の問題である。「覚」で問題視されていたのは「御鷹」殺しであったはずだが、「一札之事」の方では「万一御鷹故障も出来候ハ、」とあるだけである。つまり惣五郎が「御鷹」を傷つけたかどうかも定かではなく、ましてや惣五郎の行為によって「御鷹」が死んでしまったという点は窺えない。そうなると、惣五郎の「心得違」も、「全捕押候儀者惣五郎幾重ニも心得違ニ付」とあるように、「御鷹」に手出ししてしまった、という点だけにとどめられたことになる。

<sup>11</sup> 「賄膳」については、饗応の接待、と見ることが出来るが、あるいは「賄膳」の文字は「賄賂」の書き誤りの可能性があるかも知れない。

「覚」からすると、本件は惣五郎によって御鷹方の管理下にあった「御鷹」が死亡し、惣五郎がその場で取り押さえられる、という衝撃的な一件であった。ところが和解の段階になると、「重大事」の大部分が抹消され、「御鷹」を野鷹と見誤って手出しをしてしまったという一件にすり替えられているのである。もちろん「御鷹」に手出しすること自体、問題視されてしかるべきことであったにしても、「御鷹」殺しとは全く次元が異なる問題であろう。

一般的に、最終的な和解の時点で、その内容が穏便な表現にとどめられ、緩和されることは決して稀ではない。しかし、本件の場合、その問題を加味しても両者の差はなお大きいと言えるだろう。この点をどのように理解すればよいのであろうか。

もし、本件が「一札之事」で示されている通りの軽微な事件であったのならば、御鷹方を追っていく忠右衛門たちの、焦りにも似た動きは説明がつかなくなる。ましてや、刀疵を負った惣五郎が捕縛され、連光寺村が預かった「証文」は、間違いなく存在する。この点を考え合わせると、この2件の文書の相違は、山口傳之助と連光寺村忠右衛門の折衝による産物と言ってよいだろう。下男による「御鷹」殺しは、連光寺村にとっては大きな不祥事である。しかし同時に、御鷹方にとっても「御鷹」の管理者としての不始末を問われることになりかねないところであった。その限りでは、御鷹方にとってもこの問題はできるだけ穏便に済ませたいというのが本音だったのではなかろうか。その結果が「一札之事」であり、「御鷹」死亡を表沙汰にせず、不問に付すことになったものと考えられよう。

もっとも、一件を穏便に済ませられたとしても、御鷹方にとっては相手方に買収されて一件をもみ消した、という噂にでもなれば、それこそ紛れもない不祥事である。最終処理の段階では政村側が「済口之節」に、贈収賄に類した行為がなかったことを明記した一札を求めた点も、単なる一般論ではなく、より具体的な事情への配慮とみなすことができるだろう。

## 5. むすびにかえて

本件は、連光寺村において偶発的に発生した一件であり、その発生から最終段階までの顛末を具体的に辿ることができるものである。もちろんこの「御鷹」問題は、村支配の根幹に触れるような大問題ではない。しかし、「御鷹」をめぐる不祥事が重大事として受け止められ、連光寺村の困惑を招いたことは明白であり、そのことは、名主らの動きが如実に物語るところである。「御鷹」の存在は、鷹場に設定されていない周辺村々においても慎重に対応せざるを得なかったことは、この一件からも十分に窺いうるだろう。

また、その一方で「御鷹」関係の役職者がその立場を誇示し、村方に対してしばしば横暴な振る舞いに出ることもあったとも言われている。それだけに本件の場合も、御鷹方の山口が「言いがかり」と取られることを恐れていた点、あるいは不当な接待などがなかったことを証明する一札を入れさせていることなどは、当時の御鷹方の立場を示すものとして興味深いところである。

近年、「鷹」をめぐる問題は古代以来の儀礼的側面に注目されることが多くなっているが、このような「御鷹」に対する村の意識と対応も見落とせない側面のひとつであろう。

**参考文献**

- 村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』 雄山閣出版 1985 年
- 根崎光男『将軍の鷹狩り』 同成社江戸時代史叢書 1999 年
- 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』 吉川弘文館 1999 年
- 大石学編『多摩と江戸―鷹場・新田・街道・上水―』 けやき書房 2000 年
- 岡崎寛徳『鷹と将軍』 講談社選書メチエ 2009 年